

統計調査等業務最適化推進協議会の運営について

2006年（平成18年）4月24日

統計調査等業務最適化推進協議会決定

2008年（平成20年）3月31日改定

2010年（平成22年）9月24日改定

2012年（平成24年）5月23日改定

2017年（平成29年）4月1日改定

統計調査等業務最適化推進協議会（以下「協議会」という。）の運営については、「統計調査等業務最適化推進協議会について」（2006年（平成18年）3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に定めるもののほか、下記のとおりとする。

記

1 開催

- (1) 協議会は、必要がある場合に議長が隨時招集するものとする。
- (2) 議長は、前項に定めるほか、協議会の構成員から要請があり、必要と認めたときは、協議会を招集するものとする。
- (3) 協議会の構成員が出席できないときは、当該構成員の指名する代理の職員が出席することができる。
- (4) 協議会は、構成員（代理の職員を含む。）の3分の2以上の出席により成立する。

2 議決

協議会に付議された事項のうち協議会の決定とするものの議決は、協議会に出席する構成員（代理の職員を含む。）において、全会一致により行う。

3 幹事会

- (1) 統計調査等業務の最適化の推進に係る各府省に共通する課題並びに政府統計共同利用システムその他統計調査等業務の最適化に係る情報システムの整備及び運営等について、検討、連絡調整及び審議等を行うため、協議会の下に、「統計調査等業務最適化推進協議会幹事会」（以下「幹事会」という。）を設置するものとする。

- (2) 幹事会に主査を置く。主査は、議事を管理し、会議の進行を行う。また、必要に応じ、幹事会の検討状況等を協議会に報告するものとする。
- (3) 幹事会の構成員は、別紙のとおりとする（幹事会構成員の職名の変更があった場合は、3(4)の庶務において適宜別紙を更新する。）。ただし、主査は、必要があると認める場合は、政府統計共同利用システムの運用管理機関の職員及びその他の者をオブザーバーとして出席させることができる。
- (4) 幹事会の庶務は、総務省統計局統計情報システム管理官において処理する。
- (5) 上記1及び2に定める事項は、幹事会の決定又は承認とする議事に準用するものとする。
- (6) その他幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事会において定める。

4 その他

共通問題専門部会、情報システム専門部会及び調査項目標準化等専門部会は、上記3の幹事会の設置に伴い廃止する。

統計調査等業務最適化推進協議会幹事会構成員

主　查　総務省統計局統計情報システム管理官
構成員　内閣官房内閣人事局参事官補佐
　　　　　人事院事務総局総務課広報情報室長
　　　　　内閣府大臣官房企画調整課課長補佐
　　　　　宮内庁長官官房秘書課調査企画室室長補佐
　　　　　公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室補佐（総括）
　　　　　警察庁情報通信局情報管理課課長補佐
　　　　　金融庁総務企画局企画課調査室課長補佐
　　　　　消費者庁総務課企画官
　　　　　総務省統計局統計調査部調査企画課首席統計情報官
　　　　　総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官付統計企画管理官補佐
　　　　　（総括・企画・高度利用担当）
　　　　　法務省大臣官房司法法制部司法法制課補佐官
　　　　　外務省領事局政策課課長補佐
　　　　　財務省大臣官房総合政策課調査統計官
　　　　　文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室室長補佐
　　　　　厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）付参事官（企画調整担当）付
　　　　　統計企画調整室長補佐
　　　　　農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官管理官補佐
　　　　　経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室参事官補佐
　　　　　国土交通省総合政策局情報政策本部情報政策課課長補佐
　　　　　環境省総合環境政策局環境計画課課長補佐
　　　　　防衛省大臣官房企画評価課部員